

資料 5

(厚生労働省資料)

婦人相談所における一時保護について

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

婦 人 保 護 事 業 の 概 要

1. 根拠法等

- ①売春防止法(昭和31年制定)
- ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定／25年改正・28年改正)

2. 対象女性 (①～④:「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

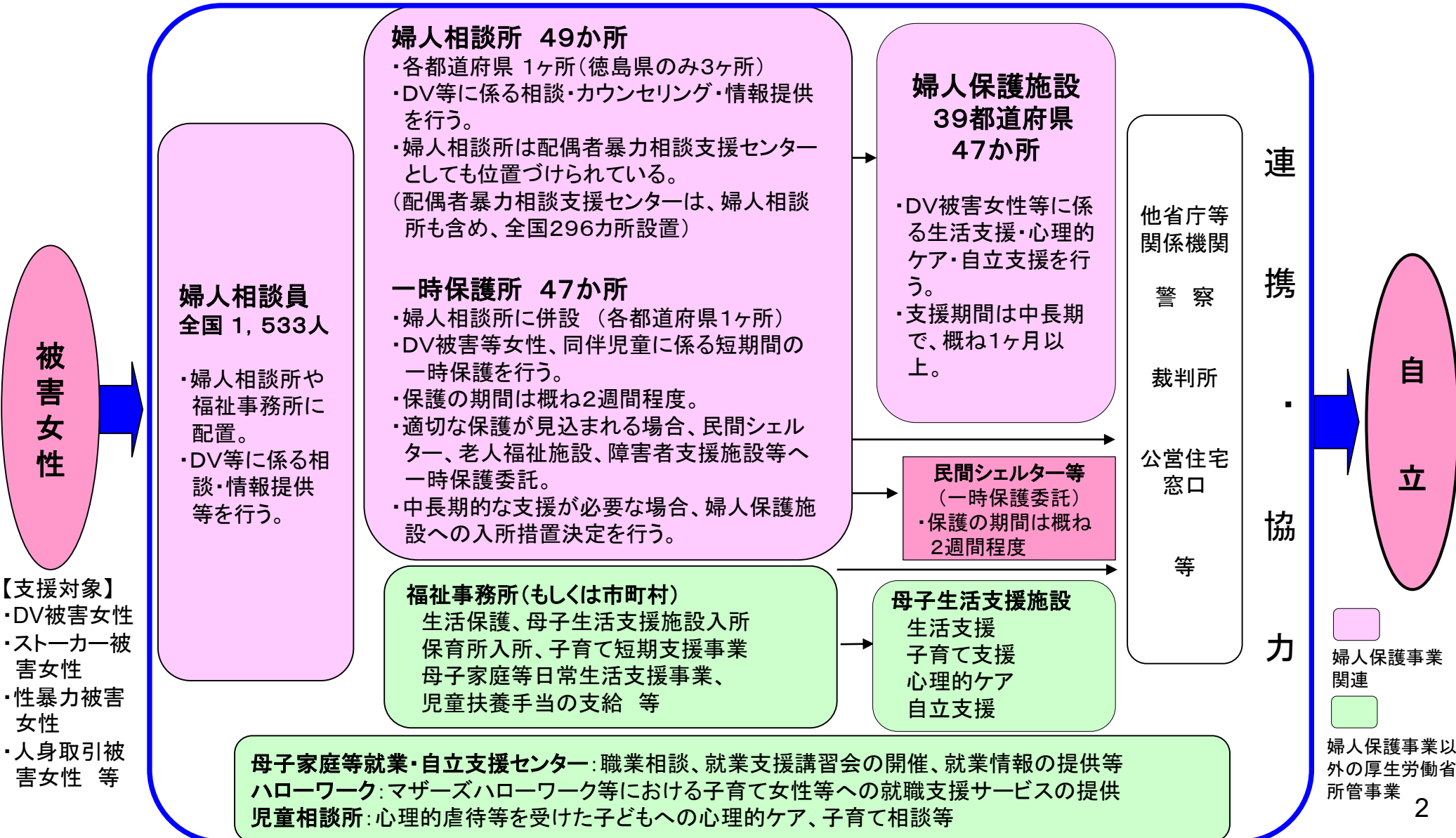
- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

3. 実施機関等

- ①婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ②婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④その他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は令和2年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は令和2年11月1日現在

婦人保護事業における基本的な支援の流れ

「婦人相談所ガイドライン」(令和元年7月改訂後)を基に作成。

I 相 談

1. 多様な相談ルート

- 本人からの電話相談
- 警察からの要請
- 市区や福祉事務所の婦人相談員からの要請
- 配偶者暴力相談支援センターからの要請

2. 来所相談

一時保護を含めた婦人相談所での支援が必要な場合は、婦人相談所への来所を促し、面接を行う。

〔 婦人相談所では、対応が難しい場合や他により適切な機関がある場合には、他の機関につなげることもある。 〕

II 面 接

- 面接を行う場所として利用者のプライバシーを考慮し、面接室などの個室で安心して面接できる空間を確保する。
- 面接に当たっては、これまで利用者が置かれていた状況に十分に配慮し、利用者本位の傾聴の姿勢で臨む。

III ケース記録の作成と管理

- 記録には、同伴者を含めた利用者の基本情報から、支援に至るまでの生育・生活歴、健康状態、本人の意向等までを記載。
- 併せて、利用者のプライバシーの保護や安全の確保が図られる情報管理を行う。

VI 施設入所等

- 婦人保護施設へ入所
 - ・ 利用者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援。
- 母子生活支援施設へ入所
 - ・ 同伴児童のいる利用者の自立に向けて、生活を支援。
- 地域での自立した生活へ移行

V 一 時 保 護

- 看護師、(嘱託)医師が健康状態を把握。
 - 一時保護に至った経緯等を踏まえ、心理面接を実施。
- ＜一時保護を委託する場合の主な委託先＞
婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター

一時保護中の支援

- ・生活支援、心理的ケア
- ・同伴児童の学習支援
- ・退所後に利用可能な施設についての情報提供、利用者による検討の支援
- ・自立して生活するための就業についての情報提供

IV 入所調整会議

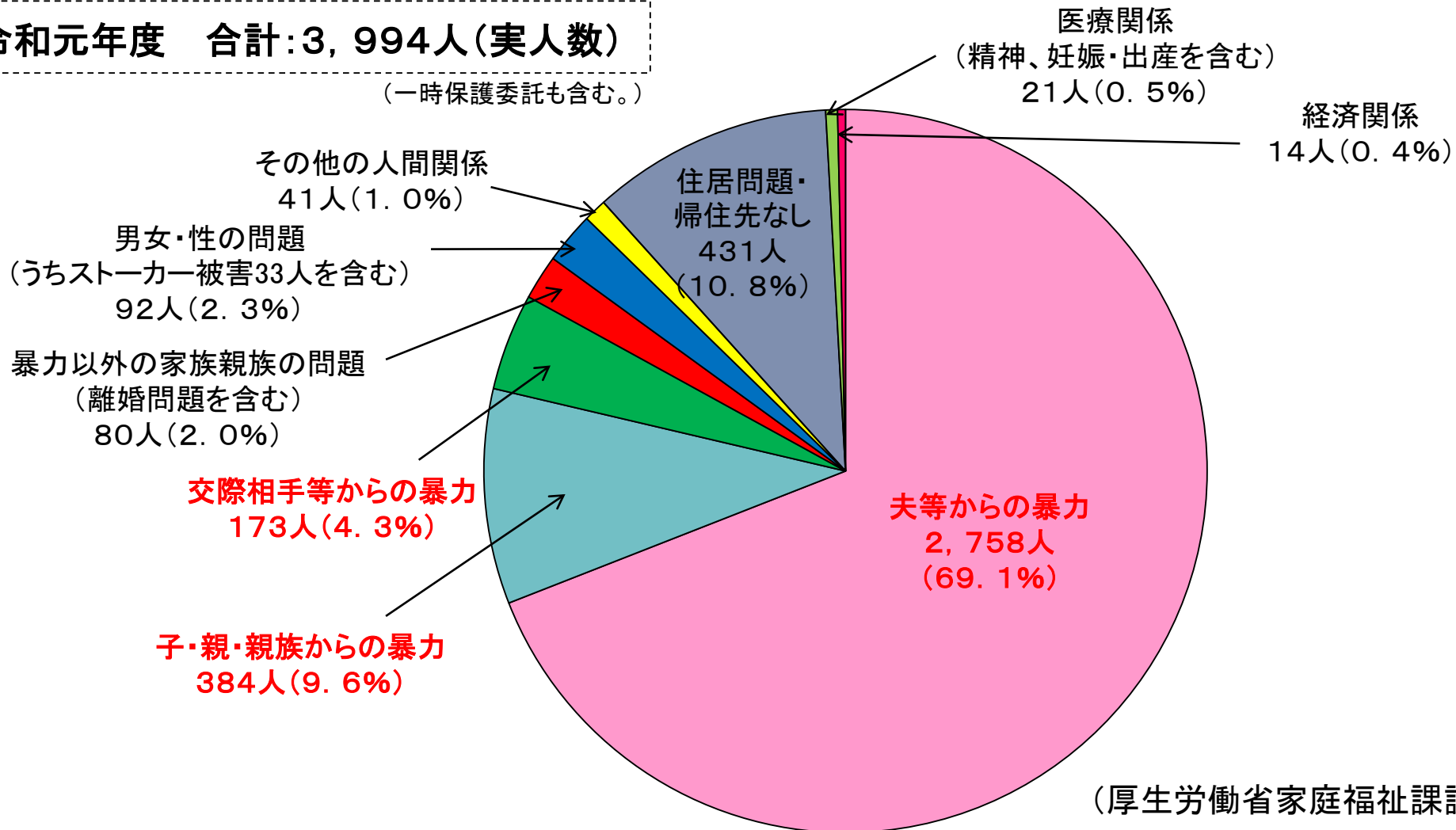
- 利用者本人の意思、本人の自立に向けた具体策を十分に尊重した上で、利用者の支援に関する方針や、同伴家族の対応について決定。
- 入所調整会議で出された方針について、利用者本人に説明し、同意を得る。

婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の69. 1%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の83. 0%を暴力被害が占めている。

令和元年度 合計:3, 994人(実人数)

(一時保護委託も含む。)

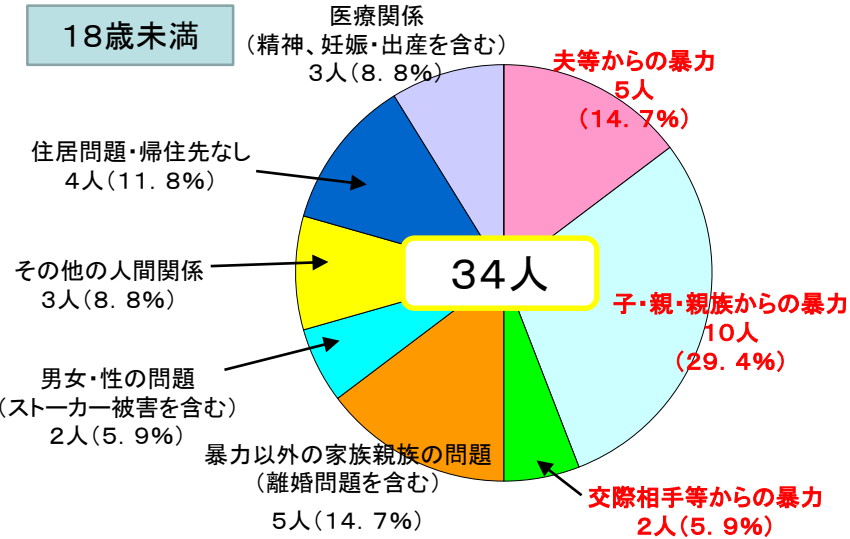


(厚生労働省家庭福祉課調べ)⁴

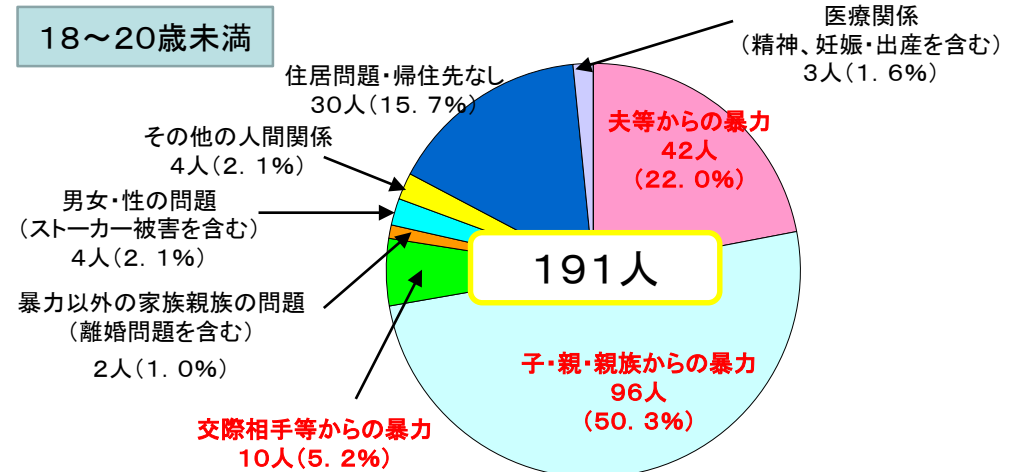
婦人相談所における一時保護の理由（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.9%。保護理由では、子・親・親族からの暴力29.4%、夫等からの暴力及び暴力以外の家族親族の問題がそれぞれ14.7%である。
- 18歳以上20歳未満は、全体の4.8%。保護理由では、子・親・親族からの暴力50.3%、夫等からの暴力22.0%の順で多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の52.9%と最も多い。保護理由では、夫等からの暴力73.2%、住居問題・帰宅先なし10.1%の順で多い。
- 40歳以上は、全体の41.4%。保護理由では、夫等からの暴力70.3%、住居問題・帰宅先なし11.1%の順で多い。

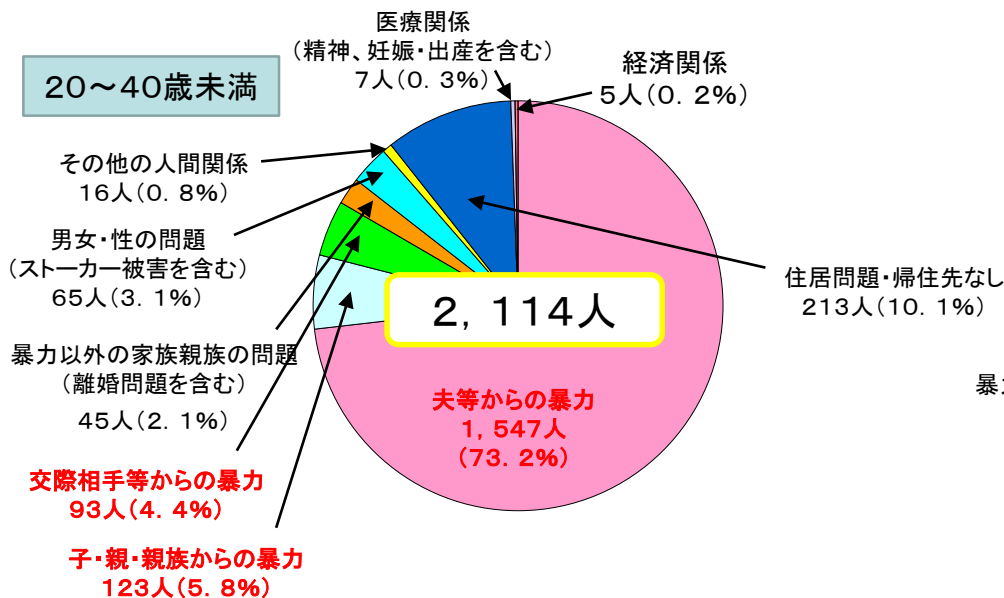
18歳未満



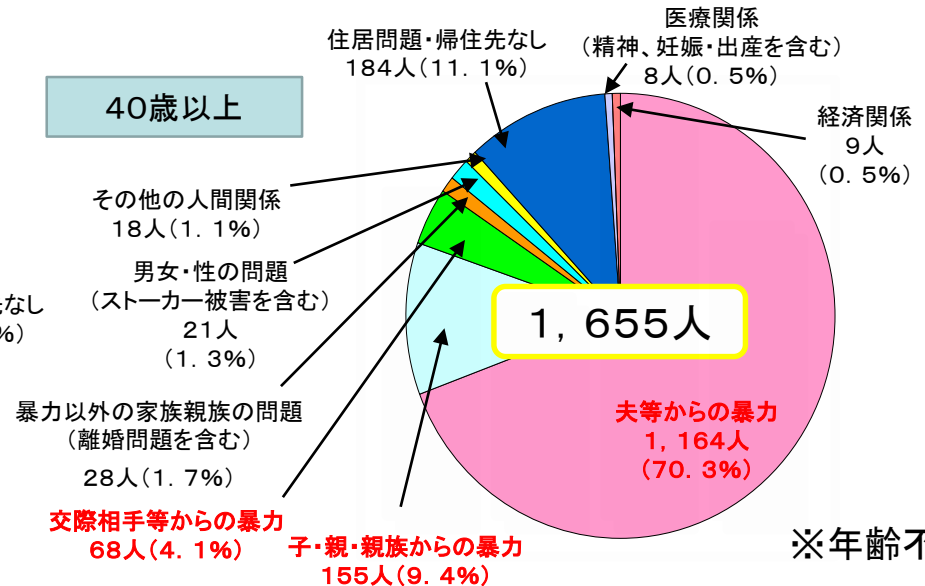
18～20歳未満



20～40歳未満



40歳以上



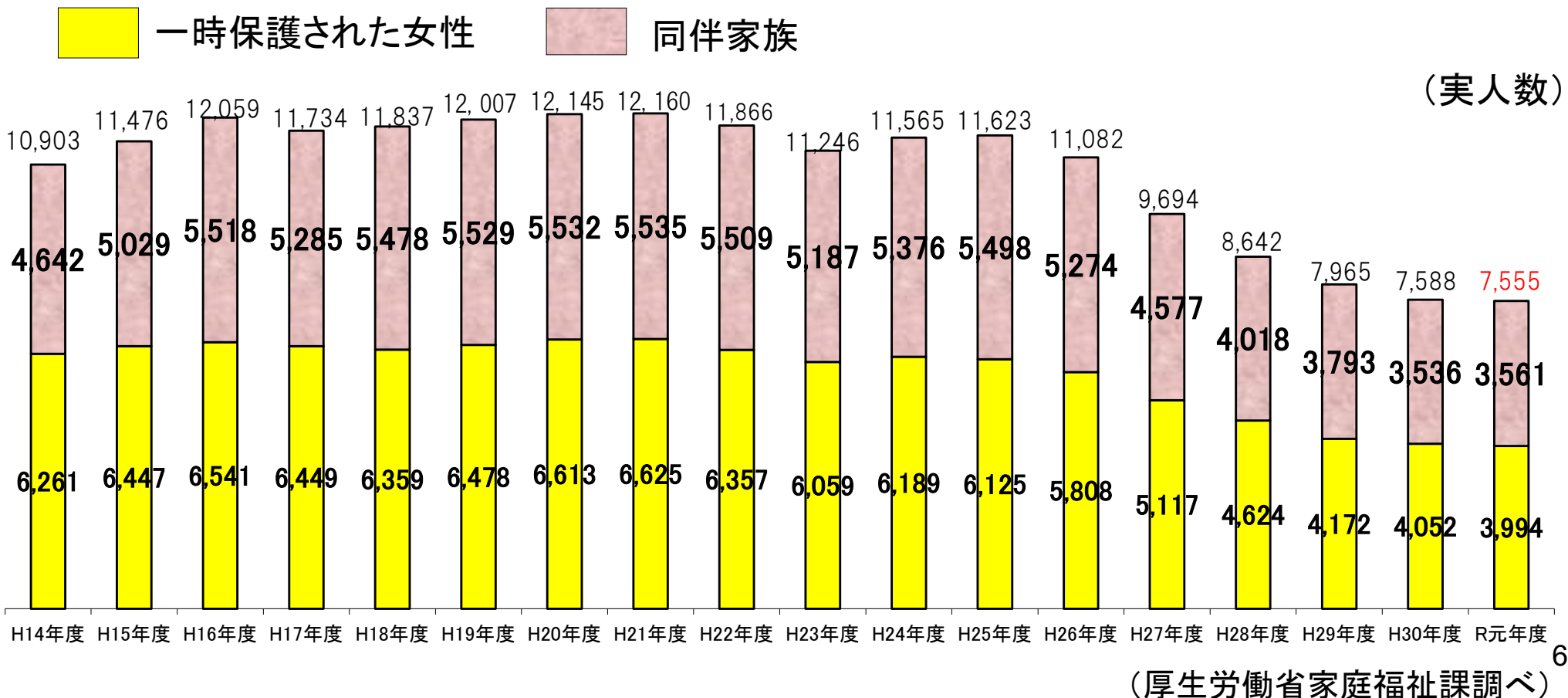
※年齢不明:0人5

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

婦人相談所による一時保護者数の推移

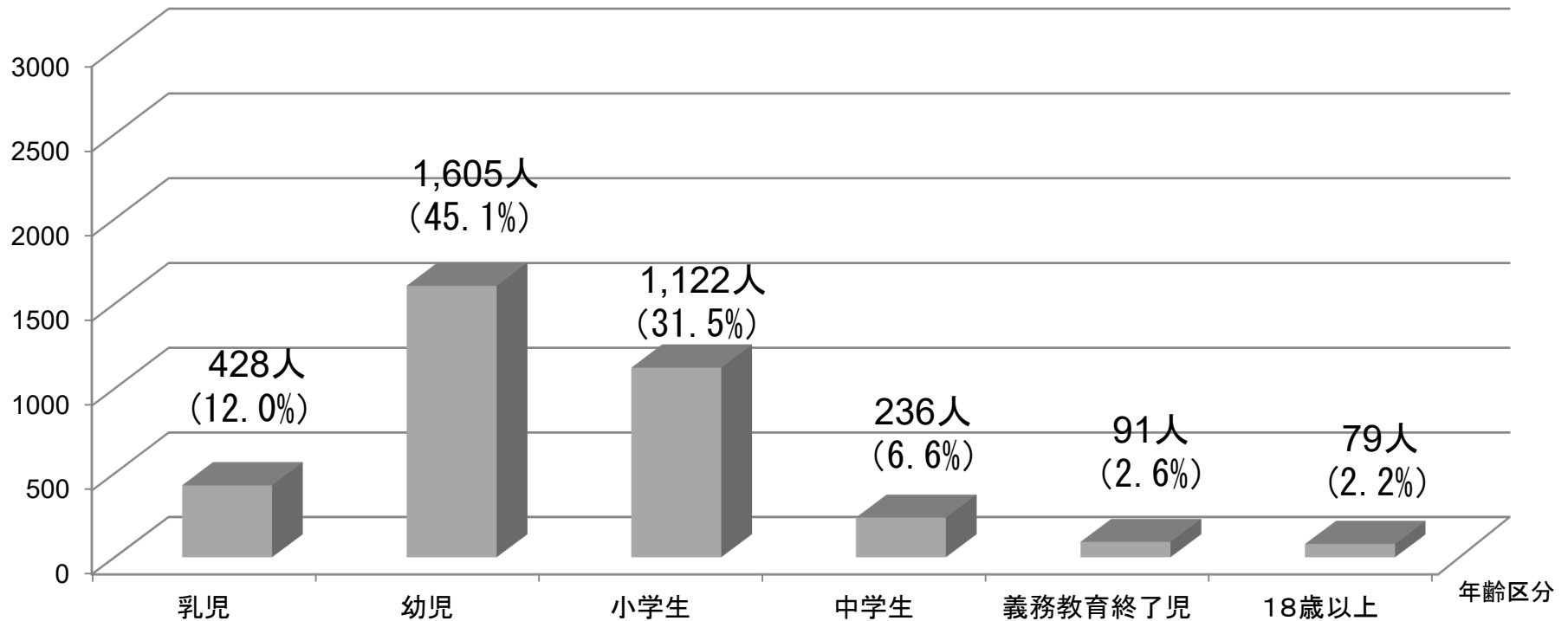
○婦人相談所により一時保護された女性は3,994人。同伴家族の数が3,561人で、合計7,555人となっている。(一時保護委託を含む。)

○一時保護の人数は平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。



一時保護同伴家族の状況(令和元年度)

- 57. 1%が乳児・幼児。31. 5%が小学生。同伴家族の97. 8%が18歳未満の児童。
- ほとんどが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
- 年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。



合計:3,561人(実人員)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護の在所期間

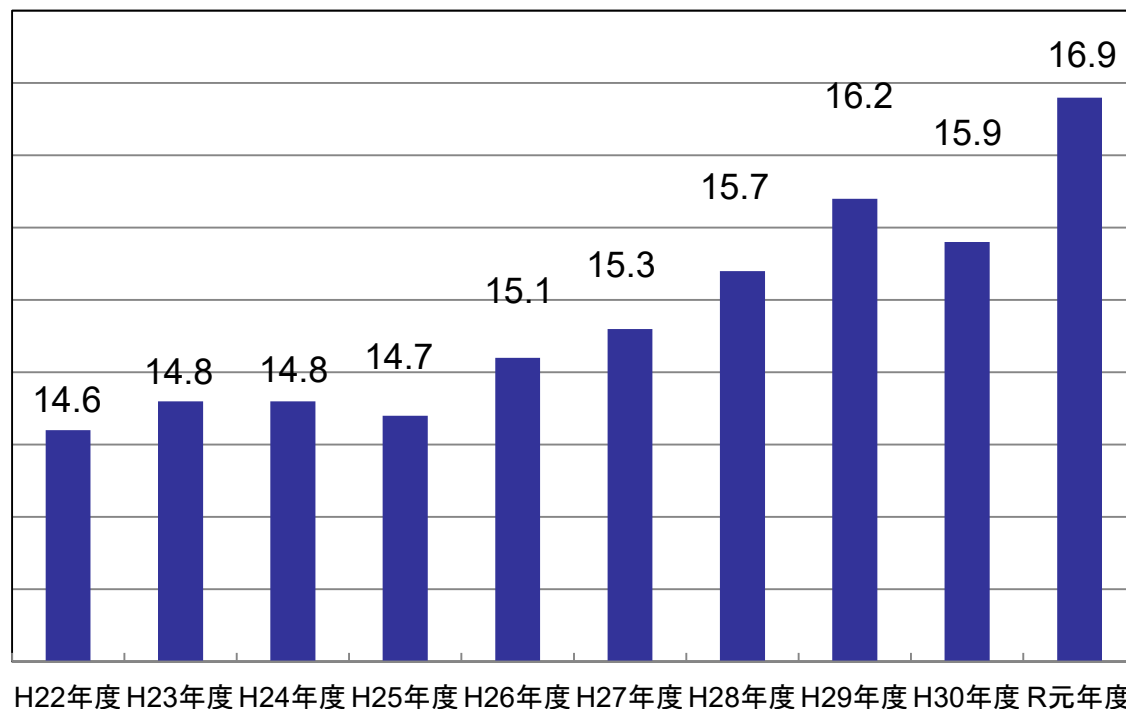
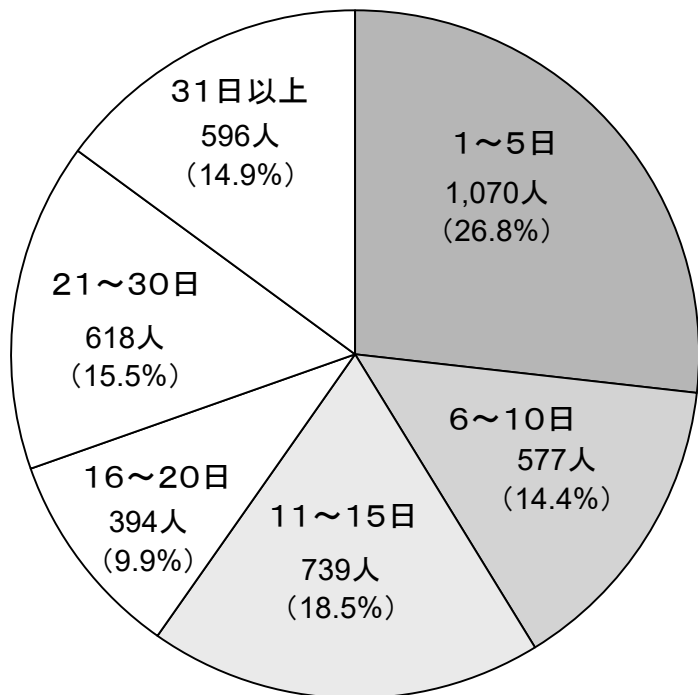
- 一時保護の平均在所日数は令和元年度は16.9日となっている。
- 平均在所日数の推移をみると、平成26年度から平成29年度にかけて増加したが、平成30年度に減少した後、令和元年度は再度増加した。

令和元年度 合計:3,994人(実人数)

(一時保護委託も含む。)

平均在所日数の推移

(日)



一時保護された女性の一時保護後の主な状況

(令和元年度中の退所者：3, 903人の内訳)

退 所 先		(R元年度)		(参考:H30年度)	
		人	%	人	%
施設	婦人保護施設	394	10.1	400	10.1
	母子生活支援施設	463	11.9	511	12.9
	その他の社会福祉施設	414	10.6	388	9.8
民間団体		134	3.4	277	7.0
自立		517	13.2	538	13.6
帰宅		599	15.3	650	16.4
帰郷(実家等)		639	16.4	604	15.3
知人・友人宅		167	4.3	149	3.8
病院		103	2.6	107	2.7
その他		473	12.1	330	8.3
計		3,903	100.0	3,954	100.0

※このほかに、同伴家族が3, 070人いる。うち2, 933人(95. 5%)は女性と同じ移行先へ。

母子分離して児童相談所に保護された児童は114人(3. 7%)、帰宅が5人(0. 2%)、
 その他が18人(0. 6%)。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は、令和2年4月1日現在で331施設。
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。
- 令和元年度における一時保護委託人数は、2,750人。
(女性本人1,261人、同伴家族1,489人)である。
- 女性本人の平均在所日数16.2日となっている。(一時保護委託ケース)

一時保護の委託契約施設数(令和2年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間シェルター	児童福祉施設 (注1)	障害者支援施設	婦人保護施設	老人福祉施設	保護施設	その他	合計
施設数 (注2)	112 (114)	69 (74)	54 (45)	29 (29)	21 (20)	25 (23)	11 (11)	10 (8)	331 (324)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) () 内は、平成31年4月1日現在

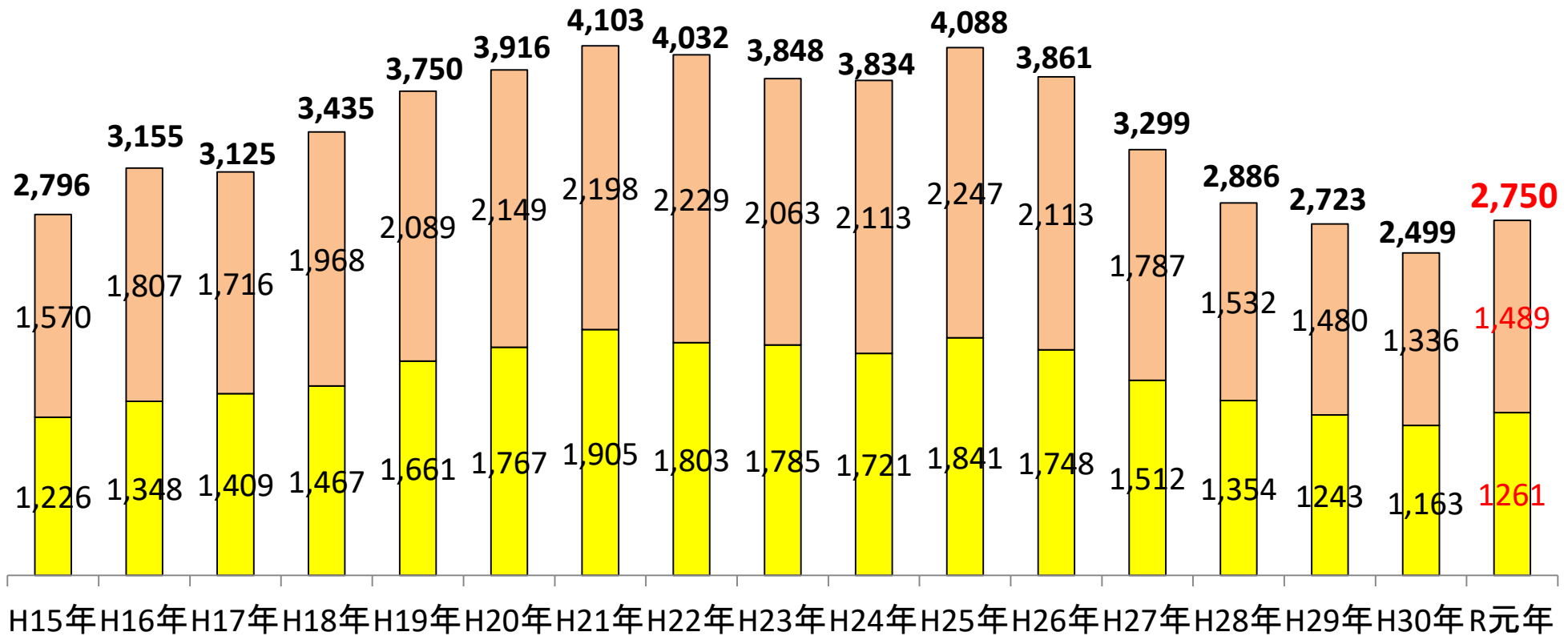
一時保護委託の推移

○平成14年度に一時保護委託制度を創設。

○平成15年度から平成21年度にかけて増加傾向にあり、その後は、横ばいの傾向であったが、平成26年度から減少傾向にある。

■ 一時保護された女性 ■ 同伴家族

(実人員)



困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ＜概要＞

第1 婦人保護事業の現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足したが、その後支援ニーズは多様化。
- 事業開始当初は想定されなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、A V出演強要、J Kビジネス問題への対応が必要。

第2 婦人保護事業の運用面における見直し

- 婦人保護事業の運用面について、他法他施策優先の取扱いの見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的活用など、10項目の運用面の改善を行うこととされている。

第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

(1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性

- 性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要。

(2) 新たな枠組みの必要性

- 女性が抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界。法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みの構築が必要。
- 売春防止法の第4章の廃止のほか、その他の規定の見直しも検討すべきだが、時間を要するのであれば、新たな枠組みの構築を急ぐべき。

(3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方

- 若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供。
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた、早期かつ、切れ目ない支援。
- 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び婦人保護施設の名称を見直し。利用者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制。
- 施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、伴走型支援。未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携。同伴する児童についての支援対象としての位置付けの明確化。

(4) 国及び地方公共団体の役割の考え方

- 国及び地方公共団体の役割や位置付けの明確化。
- 基本的な方針のもと、都道府県と市町村の各々の役割や強みを活かし、地域の実情に応じた支援体制の計画的な構築。

(5) 地方公共団体と民間団体の連携・協働のあり方

- 地方公共団体等と民間団体の連携・協働。

(6) 教育啓発、調査研究、人材育成等

- 教育、啓発、調査研究、人材の養成、確保及び資質向上の推進。

(7) 関連する他制度との連携等のあり方

- 関連する他制度に基づく支援との連携・調整等を推進する仕組みづくり、法的なトラブルを抱えている場合の専門的な相談窓口への連携等。

第4 今後の対応について

- 新たな制度の構築に向けて、第3の基本的な考え方に沿って、検討を更に加速し、DV防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、具体的な制度設計等が進められ、できるだけ早く実現することを強く期待。

概要

- 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめにおいては、地方公共団体の役割分担の考え方として、都道府県と市町村のそれぞれの役割や強みを活かし、地域コミュニティの状況や支援ニーズ、民間団体などの社会資源の状況に係る地域の多様性も考慮して、施策を推進していくことの必要性が述べられている。
- さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、困難な問題を抱える女性に、より大きな負担が心身ともに生じている状況も踏まえ、試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等、都道府県の関係機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営への支援を行う。

【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）

【補助率】 国：定額（10／10相当）

【補助基準額】 1自治体当たり 8,519千円

【モデル実践例】



困難な問題を
抱える女性
同伴児童



民間団体等

相談

調整機関

市区（福祉事務所等）の婦人保護担当課

①相談の受理

判定

②受理会議 （緊急受理会議）

- ・ 婦人相談所
- ・ 配暴センター
- ・ 児童相談所
- ・ 福祉事務所
- ・ 市町村保健センター等

緊急を要する場合、婦人相談所が中心となって被害女性や同伴する家族の安全を確保

③個別ケース検討会議の招集・日程調整

連絡・相談

困難な問題を抱える女性支援ネットワーク（地域協議会）

＜④協議会の開催＞

1. 代表者会議

ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を図る。

2. 実務者会議

実際に活動する実務者が参集し、全てのケースの定期的な状況のフォロー、支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握等を協議する。

3. 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接関わりを有している関係機関等の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象者に対する具体的な支援内容等を検討するために適時開催する。

等

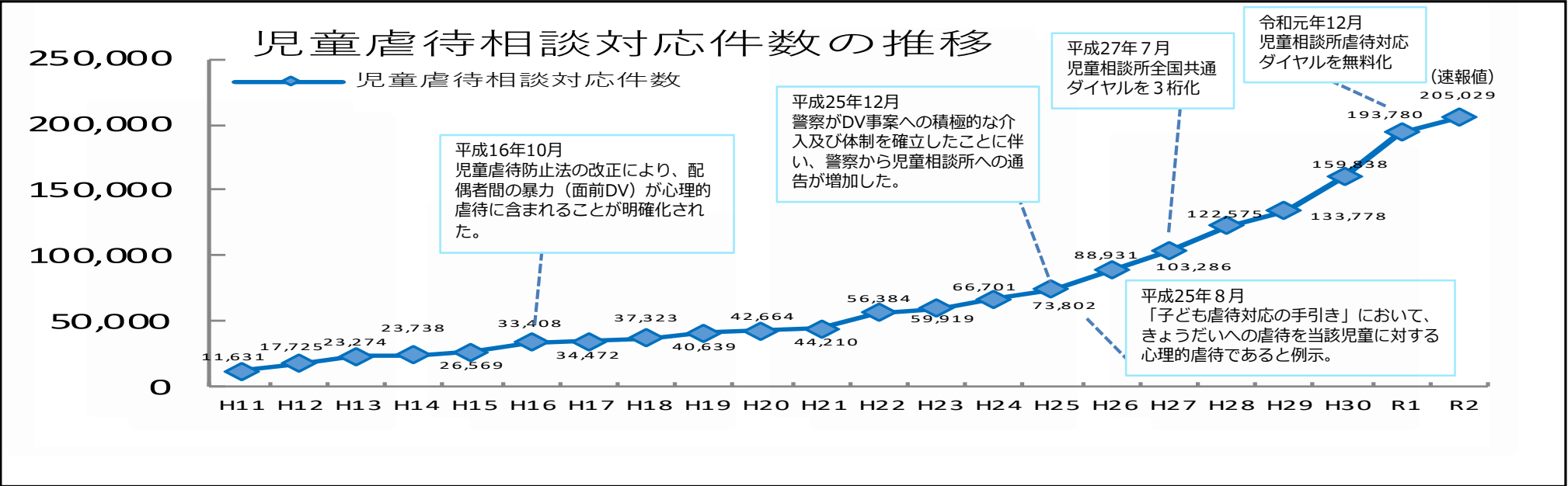
⑤支援の実施

個別ケース検討会議にて話し合われた支援の方向性、各関係機関・職種の役割分担に基き、被害女性や同伴する家族に対して適切な支援を行う。

厚生労働省提出資料

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和2年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、205,029件（速報値）。平成11年度に比べて約18倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（59.2%）、次いで身体的虐待の割合が多い（24.4%）。
- 相談経路は、警察等（51%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
令和 2 年度 (速報値)	50,033(24.4%) (+793)	31,420(15.3%) (－1,925)	2,251(1.1%) (+174)	121,325(59.2%) (+12,207)	205,029(100.0%) (+11,249)

○ 虐待相談の相談経路													
	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福祉 施設	警察等	学校等	その他	総 数
2 年度 (速報値)	14,091 (7%) (+931)	2,672 (1%) (+33)	27,641 (13%) (+2,356)	2,115 (1%) (+452)	8,264 (4%) (-626)	210 (0%) (±0)	233 (0%) (+1)	3,427 (2%) (-248)	2,953 (1%) (+82)	103,619 (51%) (+7,146)	14,675 (7%) (+153)	25,129 (12%) (+1,275)	205,029 (100%) (+11,249)

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 令和2年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240(25.4%)	33,345(17.2%)	2,077(1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度 (速報値)	50,033(24.4%) (+793)	31,420(15.3%) (-1,925)	2,251(1.1%) (+174)	121,325(59.2%) (+12,207)	205,029(100.0%) (+11,249)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

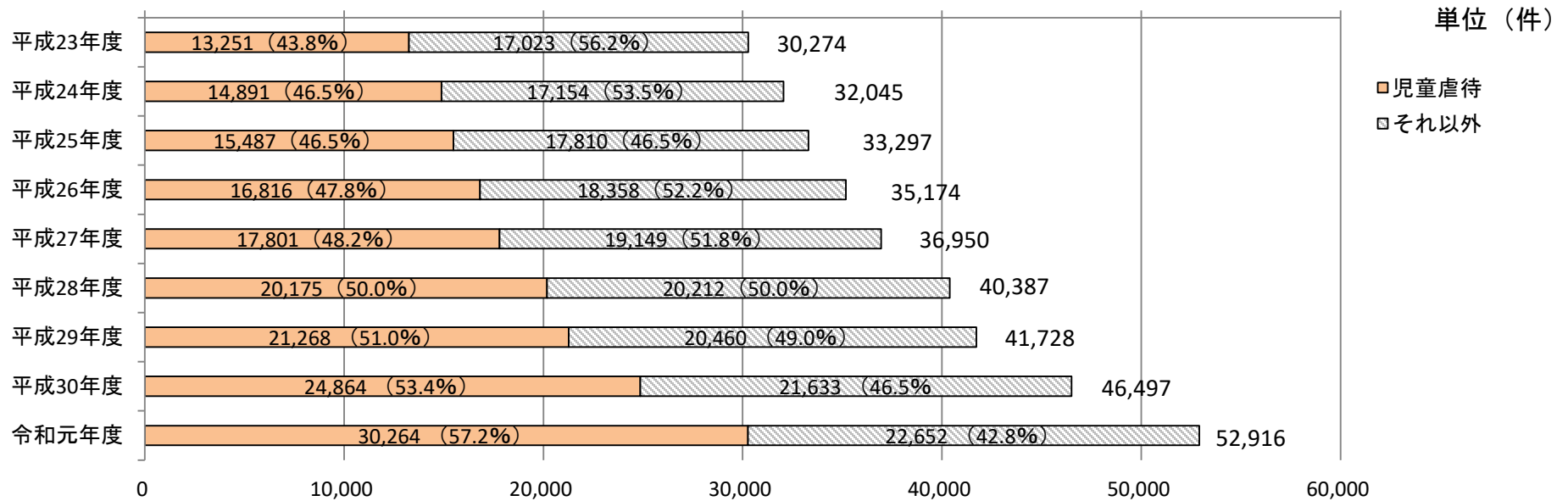
○ 令和2年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣・知人、家族・親戚、学校からが多くなっている。

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	保育所	児童福祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
21年度	7,342 (16.6%)	7,615 (17.2%)	504 (1.1%)	2,667 (6.0%)	1,383 (3.1%)	187 (0.4%)	4,608 (10.4%)	474 (1.1%)	787 (1.8%)	614 (1.4%)	226 (0.5%)	1,715 (3.9%)	6,600 (14.9%)	206 (0.5%)	176 (0.4%)	4,858 (11.0%)	209 (0.5%)	4,040 (9.1%)	44,211 (100.0%)
22年度	8,908 (15.8%)	12,175 (21.6%)	696 (1.2%)	3,152 (5.6%)	1,324 (2.3%)	372 (0.7%)	5,535 (9.8%)	453 (0.8%)	862 (1.5%)	722 (1.3%)	155 (0.3%)	2,116 (3.8%)	9,135 (16.2%)	208 (0.4%)	216 (0.4%)	5,197 (9.2%)	254 (0.5%)	4,904 (8.7%)	56,384 (100.0%)
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)
30年度	13,492 (8.4%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.7%)	1,345 (0.8%)	428 (0.3%)	6,986 (4.4%)	348 (0.2%)	1,397 (0.9%)	1,042 (0.7%)	216 (0.1%)	3,542 (2.2%)	79,138 (49.5%)	168 (0.1%)	406 (0.3%)	10,649 (6.7%)	394 (0.2%)	9,964 (6.2%)	159,838 (100.0%)
元年度	15,799 (8.2%)	25,285 (13.0%)	1,663 (0.9%)	9,313 (4.8%)	1,552 (0.8%)	467 (0.2%)	8,890 (4.6%)	396 (0.2%)	1,616 (0.8%)	1,255 (0.6%)	232 (0.1%)	3,675 (1.9%)	96,473 (49.8%)	148 (0.1%)	525 (0.3%)	13,856 (7.2%)	447 (0.2%)	12,188 (6.3%)	193,780 (100.0%)
2年度 (速報値)	16,763 (8.2%)	27,641 (13.5%)	2,115 (1.0%)	9,945 (4.9%)	1,463 (0.7%)	705 (0.3%)	8,264 (4.0%)	405 (0.2%)	1,607 (0.8%)	1,346 (0.7%)	233 (0.1%)	3,427 (1.7%)	103,619 (50.5%)	150 (0.1%)	479 (0.2%)	13,643 (6.7%)	553 (0.3%)	12,671 (6.2%)	205,029 (100.0%)

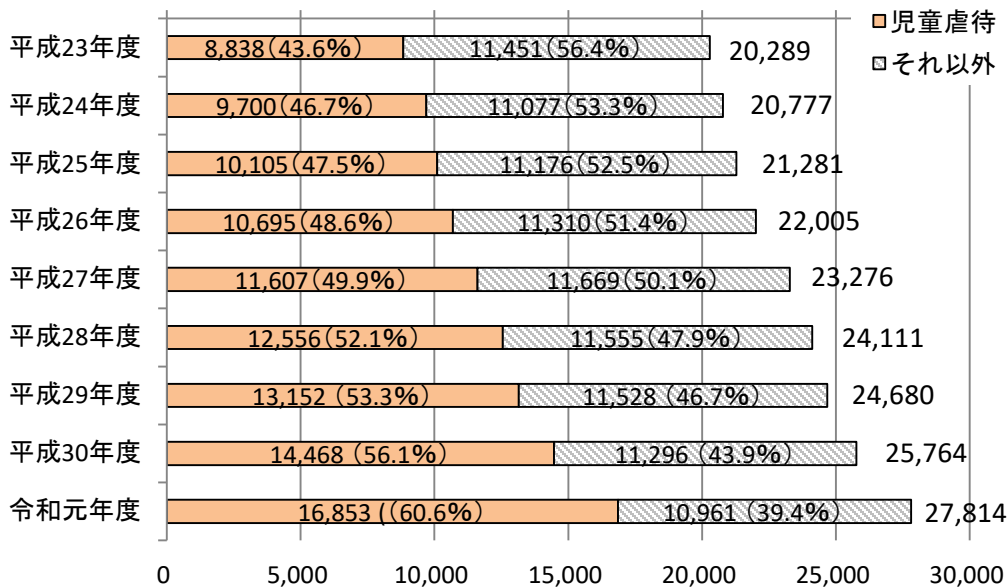
※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

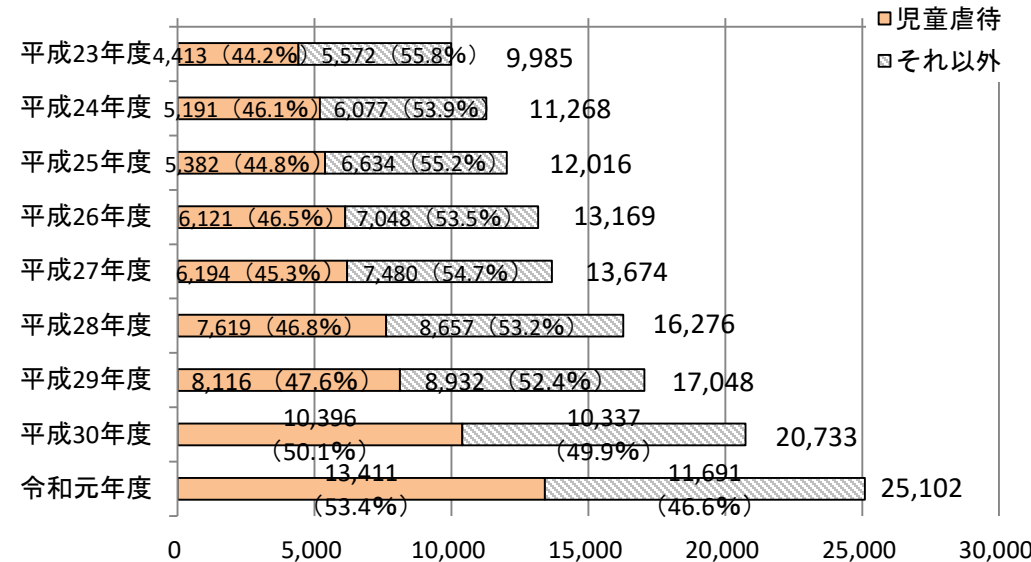
一時保護の状況



一時保護所への一時保護



児童福祉施設等への一時保護委託





2004年
10月1日

児童虐待防止法の改正(平成16年10月1日施行)

児童虐待防止法の改正により、児童虐待の定義規定が見直され、配偶者間の暴力(面前DV)を目撃することが心理的虐待に含まれることが明確化された。

2019年
3月19日

児童虐待防止対策の抜本的強化について(関係閣僚会議決定)

- 児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制を強化するとの方針を決定。
- その他ガイドラインの策定、コーディネーターの配置などの方針を決定。

2019年
6月19日
成立

児童福祉法等の一部改正(2020.4施行等)

- 関係機関間の連携強化として、
- DVに関する情報を把握しうる婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員について、児童虐待の早期発見に努めるべき旨を明確化
 - 配偶者暴力相談支援センターの連携・協力先として児童相談所を明示するなど、所要の措置を講ずることとされた。

2020年
3月

「DV対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究」(令和2年3月)

DVや児童虐待の関係機関相互の連携体制の強化を図り、支援の充実に資することを目的として、関係機関が適切な連携を図るため、各機関の連携方法について事例収集、分析、DV・児童虐待を包括的にアセスメントするためのツール・ガイドラインを作成した。

2021年
3月

DVと児童虐待対応の包括的なアセスメントに関する調査研究(令和3年3月)

令和元年度の調査研究を先行研究として位置づけ、昨年度研究で作成した、「機関連携のためのアセスメントツール・ガイドライン」について、現場での実効性を高めるためにモデル実施を行い、検証結果を基に内容の更新等を行う。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

※下線部は衆議院による修正部分

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。
その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
- ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
- ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧)については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。)

DV対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究

令和元年度子ども・子育て
支援推進調査研究事業

概要

委託機関：エム・アール・アイ リサーチソシエティ株式会社

DVや児童虐待の関係機関相互の連携体制の強化を図り、支援の充実に資することを目的として、関係機関が適切な連携を図るため、各機関の連携方法について事例収集、分析、DV・児童虐待を包括的にアセスメントするためのツール・ガイドラインを作成する。

○アセスメントツール・ガイドライン概要

(1) 連携を判断するためのアセスメントツール

児童相談所は、児童虐待事案において、保護者へのDVが絡んでいるケースが多いことを念頭に、以下の項目を中心にアセスメントする必要がある。

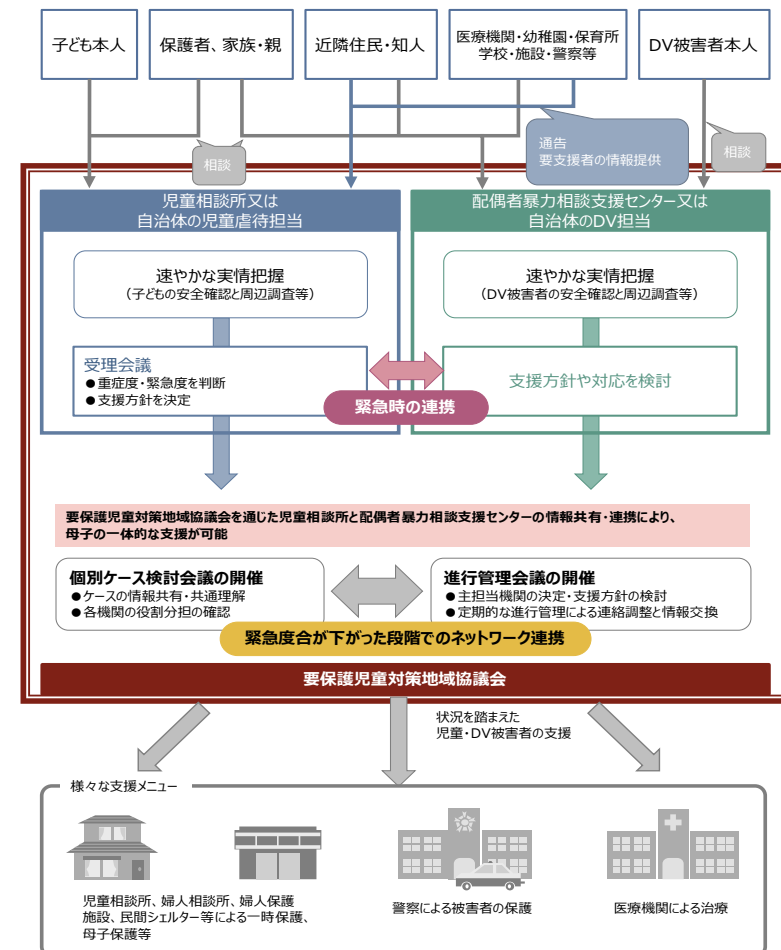
<虐待被害児童の保護者へのDVチェックリスト>

DV加害者の面がある保護者の様子や状況例	✓
配偶者に対して一方的に自分の考えを押しつける、支配的な態度や行動をしていることや、そうした支配的な関係性の問題を正当化する考えを持っている。	
以下はその具体的な行動的な特徴の例である。	
・ 配偶者に威嚇する行動がある	
・ 配偶者を認め、ダメな人間だと思わせる	
・ 配偶者を友人や親戚を食わせないようにして孤立させる	
・ 配偶者の社会的活動を制限する	
・ 配偶者に対して極端な嫉妬心をもって、その行動を制限する	
・ 暴力や暴言を配偶者がやめてほしいと頼んでも、些細なこととして取り合わない	
・ 配偶者を家来や召使いのように扱う	
・ 被害者の教育費のことを子どもの前で侮辱する	
・ 配偶者が誰がとも性的行動を強制する	
・ 家計についてお金がなくても素にやりくりを強要する	
DVと重複して、子どもに対しても同様の行為による虐待を行っている場合もあるが、子どもに対してはこうした虐待行為が目立たないが、DVを行うことで子どもに被害を与えたり、母親による子どもの養育を困難にしたり家族全体的に不安定な状況にしていることについては、無視している場合がある。	
子どもに対しても、お土産を貰う等の関心を引く行為はある一方で、必要な養育については「子育ての責任は自分にはない」等とネグレクト状況である場合がある。また、体罰を用いたしつけを肯定する考えを持っている場合がある。	
DV被害を受けているとみられる保護者の心身の状況例（事案、またはその様子がある場合）	✓
保護者（夫婦等）間の口喧嘩、言い争い、絶え間ない喧嘩がある	
身体にけがや痕、やけどの痕等がある	
パートナーから、怒鳴られたり、「誰のおかげで生活できてるんだ」等となじられたりしている	
パートナーから、家庭や友人と付き合うのを制限されている	
パートナーから、電話や手紙を細かくチェックされている	
携帯電話をパートナーに取り上げられたり壊されたりしている	
パートナーに話しかけても無視されている	
パートナーから、バカにされたり、命令口調で話されたりしている	
パートナーの機嫌を常に伺っている	
児童虐待の疑いが濃厚な事案で、パートナーを過度にかばう	
パートナーから、大切にしているものを壊されたり、捨てたりされている	
パートナーから、「育児ができていない」「児童虐待している」等と非難されている	
パートナーが機嫌を悪くすると、腹を据えたり、物を投げつけるふりをされ、脅かされている	
きょうだいは虐待の形跡がなく、片方の保護者が配偶者やパートナーに同調する（又は従う）様子がある	
子どもに安心感を提供できなくなっており、親としての自信を失っている	
子どもたち全員が、あるいは一部の子どもを虐待する	
虐待者が自分の行動を正当化するための言い逃れやこじつけを正しいと信じている	
虐待者のやり方に子育ての仕方を含め、自分の方針を変える	
ものごとの処理能力が極端に落ちるか、ほとんど処理できなくなっている	
虐待者には、アルコールや薬物乱用等の可能性がある	
子どもたちのきずなが弱まっている	
トラウマや癖の症状がある	
「何をやっても無駄だ」というような無力感がみられる	
自尊心の低下がみられる	

(2) 連携におけるガイドライン

要保護児童対策地域協議会の枠組みを中心とした、児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターの連携の流れは以下のとおり。

<児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携フロー>



※アセスメントするうえでの留意点

- ・ 支配的な関係性が生じているか否かをみようとすること
- ・ 支配的な関係が生じているときには、家族内の情報を知るうえでの攻防的な壁があることを念頭に評価・介入の方法を工夫
- ・ 被害者が援助者に困ったことを訴えられないようにする状況を作る
- ・ 子どもという被害者とDV被害親という2つの被害の評価と対応について調整する 等

D Vと児童虐待対応の包括的なアセスメントに関する調査研究 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

委託機関：株式会社リバルタス・コンサルティング

背景

令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童相談所と婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター(以下、センター。)が相互に連携を行うことが明確化された。DV被害と児童虐待を一体的に支援していくため、これまで以上にセンターや児童相談所等が相互に連携し、施策横断的な支援を展開していく必要がある。

(1) 目的

令和元年度に実施された「DV対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究」(以下、昨年度研究。)を先行研究として位置づけ、さらに研究を深めることを目的とする。

- ・昨年度研究で作成した、「機関連携のためのアセスメントツール・ガイドライン」について、現場での実効性を高めるためにモデル実施を行い、検証結果を基に内容の更新等を行う。
- ・児童相談所、婦人相談所、センター等が有機的な連携を行うために必要な情報を収集し、現場の対応力向上に資する内容をまとめる。

(2) 課題認識

機関連携の課題として、機関相互の「認識・理解不足」、「対応方法の相違」、「組織・体制上の課題」等を挙げその克服が指摘された。また、機関連携がスタッフの個々の判断に委ねられ、システム化されていないことが課題視された。具体的には、

- ・連携先の機能・役割・考え方等への理解が不足しており、連携の必要性も周知されていない。
 - ・連携の流れが明示されず、試行錯誤で行っている。
 - ・連携のルール(情報共有の対象となるケース、情報共有の手法等)がない。
- などから、昨年度研究のガイドラインのブラッシュアップを図っていくことが重要となる。

(成果物)『DV・児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン要約版』

(3) 調査方法

①ガイドラインの課題の検討

ガイドラインを現場で活用してもらうための課題について、意見を収集・整理し、修正の方向性等を検討し、「ガイドライン概要版(案)」を策定。

②実証調査(モデル実施)の検討・実施

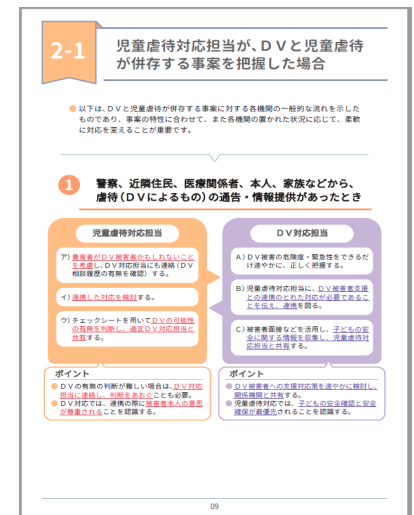
上記ガイドライン概要版(案)に関し、現場での実効性を高める実証を行うことを目的に、現場からみたときの有効性の評価等について意見を収集。

③ガイドラインの修正・更新

上記実証調査で得られた意見等を基に、有識者会議において、修正や文案作成をおこない、「ガイドライン要約版」と「ガイドライン全体編」を制作。

④有識者検討会の開催

ガイドラインの修正・更新及び普及促進等において、必要な知見を得ることを目的に、有識者検討会を3回開催。



『DV・児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン要約版』より抜粋 (令和2年度DVと児童虐待対応の包括的なアセスメントに関する調査研究)

序

DVと児童虐待が併存する事案における連携手順（フロー）

- DVと児童虐待が併存する事案への連携対応は、「スクリーニングをする」→「つなぐ」→「ともに議論し、行動する」の手順を踏みます。
- まずは、DVと児童虐待の併存が懸念される事案を見分けることが重要です（→スクリーニングをする）。
- また、事案を把握した時点から、児童相談所・配偶者暴力相談支援センターなどの間で連携を開始し（→つなぐ）、特に介入の段階（例：子どもやDV被害者の一時保護など）において、情報を共有したうえで、連携のとれた対応をする（→「ともに議論し、行動する」）ことも重要となります。
- 本ガイドラインは上記のうち、「スクリーニングをする」、「つなぐ」の部分を重点対象範囲とし、自治体や民間などにおいてDV対応、児童虐待対応を担当する皆さまの連携強化に役立てていただくことを目的としています。

DVと児童虐待が併存する事案における連携手順（フロー）図

本ガイドラインの重点対象範囲

スクリーニングをする P02～参照

児童虐待対応担当は把握した行為がDVに該当するのか、また、DV対応担当は把握した行為が児童虐待に該当するのか（すなわち、DVと児童虐待が併存する事案に該当するのか）を判断する。

つなぐ P08～参照

スクリーニングの結果、DVと児童虐待の併存が懸念される事案については、専門機関に連絡し、専門的見地からのアセスメントを行ってもらう。

ともに議論し行動する P12～参照

要保護児童対策地域協議会や、自治体の子ども家庭所管部署などの場において、事案に対する情報共有・協議・検討を行う。

必要に応じて、またポイントとなる場面で、児童虐待対応担当・DV対応担当などが連携を図りながら行動する。

1-2

DVと児童虐待が併存する事案を判断するためのスクリーニング

1 チェックリストの目的

- DVや児童虐待の形態は多様であり、児童虐待対応担当は、その具体的な被害状況を確認したうえで、DVと児童虐待が併存する事案と判断できれば、DV対応担当と認識を共有する（またはその逆）ことが重要です。
- 双方が連携を検討するにあたって、具体的な確認事項を挙げたチェックリスト（次ページ）などを活用することにより、認識共有を図ってください。ケース会議などの場で、チェックリストを活用することもご検討ください。

2 スクリーニングの実施方法

- 子どもや養育者と接する際や、面接の際に適宜行う必要があります。
- チェックについては、「子どもの話で確認済」、「養育者の話で確認済」、「その様子がみられる」などで印を分けることや、「1年以内にあった」、「1年以上前にあった」などの時系列情報を加えることも効果的です。

※ 本チェックリストは、あくまでも確認事項のリストであり、チェックした個数によって深刻度を測るものではありません。

3 スクリーニングするうえでの留意点

- 家族の中で力を持つ者が、他の家族の行動や内面を一方的に支配する関係（「支配的な関係性」）が生じていないかを見ようとする
- 支配的な関係が生じている時には、家族内の情報が得にくいことを念頭に、評価や介入の方法を工夫すること
- 被害者が困ったことを訴えられるような状況を作り出すこと
 - ▶ DV・児童虐待を行っている人がいない場所で聞き取りを行う
 - ▶ 「あなたが求めれば、私たちは支援する用意がある」ことを伝える
 - ▶ 被害者の葛藤や無力感を知り、被害者に否定的な感情を持たない
- 事実確認に努め（例：こういうことをされたんですね）、むやみに自らの価値判断を持ち込まない（例：あなたのしていることは間違っていますよ）こと
- 虐待被害とDV被害の二つの被害を評価し、対応について調整すること
- 二次被害を与えないようにすること
- 事案により多様性があることに注意すること

『DV・児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン要約版』より抜粋 (令和2年度DVと児童虐待対応の包括的なアセスメントに関する調査研究)

1-2 DVと児童虐待が併存する事案を判断するためのスクリーニング

4 DVと児童虐待が併存する案件において確認すべき チェックリスト

記入方法

- 大項目（紫色表示された項目）を中心に、必要に応じて、小項目についてもチェックしてください。
- 下記の記入例に沿って、チェック欄にA B C Dを記入してください。
- 各項目に関し、事実がある場合やその様子がみられる場合について記入してください。

記入例

A：あり B：可能性がある
C：なし D：情報不十分・要調査

DVを行っていると思われる養育者の様子や状況

パートナーに対して一方的に自分の考え方を押しつける、支配的な態度や行動をしていることや、そうした支配的な関係性の問題を正当化する考え方を持っている。

パートナーへの態度や行動の特徴

- パートナーを威嚇する行動がある。
- パートナーを貶め、ダメな人間だと思わせる態度や言動がある。
- パートナーを友人や親せきに会わせないようにして孤立させる。
- パートナーの社会的活動を制限する。
- パートナーが暴力や暴言をやめてほしいと頼んでも、些細なこととして取り合わない。
- パートナーを家来や召使いのように扱う。
- パートナーの体調が悪くても働かせようとする。
- 家計についてお金がなくてもパートナーにやりくりを強要する。
- パートナーが嫌がっても性的行動を強制する。避妊に協力しない。
- アルコールや薬物やギャンブルなどアディクションの問題がある。

DVを行っている人の養育態度としてみられる特徴

- 子どもに対して支配的な態度で、自分の決めた方針に子どもが従わないと激怒する。
- 子どものニーズよりも自分のニーズを優先するようにパートナーに求める傾向が強い。
- 子どもの前でパートナーを罵倒するなどして、パートナーと子どもの信頼関係を損なう。
- 体罰や暴力を正当化・容認するような行動をとる。
- 極端にかたよった性別役割意識などにより、子育てはパートナーの責任であるという一方的に押し付ける（例：パートナーが病気の時なども子育てに関わらない、子育てにかかるお金を出さない など）。
- パートナーとの間で生じている暴力や暴言が子どもに与える影響については否認する。

1-2 DVと児童虐待が併存する事案を判断するためのスクリーニング

4 DVと児童虐待が併存する案件において確認すべき チェックリスト

DV被害を受けているとみられる養育者の心身の状況

- 身体にけが、痣、やけどの痕などがある。
- パートナーから、怒鳴られたり、馬鹿にされたり、無視されたりしている。
- パートナーから、実家・友人との付き合いを制限されている。
- パートナーから、携帯電話・メールなどを細かくチェックされている。
- パートナーに対する不安・緊張が強く、その機嫌を常に伺っている。
- 無力感、自尊心の低下、トラウマ・うつ症状が疑われる。
- パートナーから、「育児ができていない」などと非難されている。
- パートナーの虐待的な子育てと同じような子育ての仕方になったり、パートナーを過度にかばう。
- 子どもに安心感を提供できなくなっている。
- 親としての自信を失っている。
- 子どもたち全員の、あるいは一部の子どもの尊敬を失っている。
- アルコールや薬物を常用している可能性がある。

DV被害を受けているとみられる養育者の経済・生活環境

- 生活費を渡されていない。
- 仕事を辞めさせられるなど、仕事や外出を制限されている。
- パートナーが勝手に借金を作り、返済を強要されている。
- 外国籍の養育者が、別れたら日本にいらなくなるとパートナーから言われている。
- 児童相談所や行政の介入を恐れている、あるいは拒絶する。

一人親の養育者の様子・状況

- 同居状態や頻りに会う関係のパートナーがいて、その人が暴力的であったり、そうした付き合いが子どもに対する不適切な養育、ネグレクトにつながっている。
- パートナーのことを過度に気にしている。
- パートナーが生活保護費や児童扶養手当などを使い込んでいる。

子どもの様子・状況

- 養育者の前では過度に緊張したり、顔をうかがったりしている。
- 養育者に会うことや、関わることを避けようとする。
- 自分が悪い子であるため、養育者から暴力や暴言、ネグレクトを受けたと思っている。
- 養育者以外の大人に対しても恐怖を感じている。
- 異性の養育者との距離感が極端に近い。
- 役割の逆転（子どもの親化、親の幼児化など）が生じている。
- 日常の交友や遊びの中で、乱暴な口調や暴力的なコミュニケーションがみられる。
- 他者に対して否定的に考え、信頼できないと感じている様子がある。
- 「暴力は、被害者が悪いからだ」、「自分の意思を示すために暴力をふるってもよい」、「男は支配権を握り、女は服従すべき」などの考えが子にも伝わっている。
- 家族が分裂したように感じて、父側につくか、母側につくかを意識する。
- 家族に起きた問題が、一人の子どものせいになっている。

厚生労働省「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」

DV・児童虐待対応の 連携強化のための ガイドライン 要約版

DV・児童虐待併存事案の
スクリーニング方法と
連携機関へのつなぎ方

監修：DVと児童虐待の包括的なアセスメントに関する調査研究 有識者検討会
制作：株式会社リベルタス・コンサルティング

序

D Vと児童虐待が併存する事案における連携手順（フロー）

- D Vと児童虐待が併存する事案への連携対応は、「スクリーニングをする」→「つなぐ」→「ともに議論し、行動する」の手順を踏みます。
- まずは、D Vと児童虐待の併存が懸念される事案を見分けることが重要です（→スクリーニングをする）。
- また、事案を把握した時点から、児童相談所・配偶者暴力相談支援センターなどの間で連携を開始し（→つなぐ）、特に介入の段階（例：子どもやD V被害者の一時保護など）において、情報を共有したうえで、連携のとれた対応をする（→「ともに議論し、行動する」）ことも重要となります。
- 本ガイドラインは上記のうち、「スクリーニングをする」、「つなぐ」の部分を重点対象範囲とし、自治体や民間などにおいてD V対応、児童虐待対応を担当する皆さまの連携強化に役立てていただくことを目的としています。

D Vと児童虐待が併存する事案における連携手順（フロー） 図

本ガイドラインの重点対象範囲

スクリーニングをする

P02～参照

児童虐待対応担当は把握した行為がD Vに該当するのか、また、D V対応担当は把握した行為が児童虐待に該当するのか（すなわち、D Vと児童虐待が併存する事案に該当するのか）を判断する。

つなぐ

P08～参照

スクリーニングの結果、D Vと児童虐待の併存が懸念される事案については、専門機関に連絡し、専門的見地からのアセスメントを行ってもらう。

ともに議論し行動する

P12～参照

要保護児童対策地域協議会や、自治体の子ども家庭所管部署などの場において、事案に対する情報共有・協議・検討を行う。

必要に応じて、またポイントとなる場面で、児童虐待対応担当・D V対応担当などが連携を図りながら行動する。

1

スクリーニングをする

あなたが担当する事案には、DVと児童虐待が併存する事案の特徴にあてはまるものがありますか？

気になる事案があれば、詳細に確認しましょう

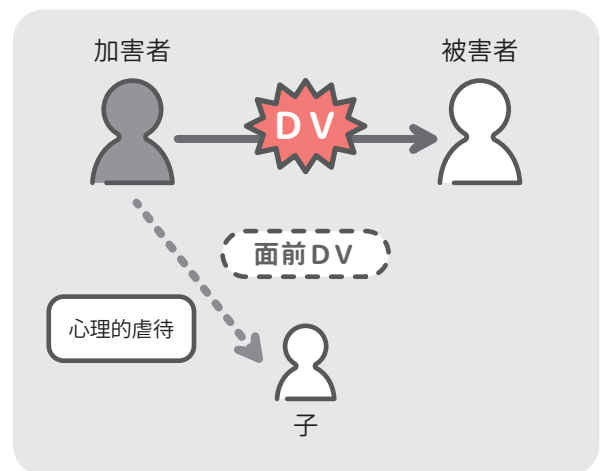
- 児童虐待対応担当が把握した行為がDVに該当するのか、また、DV対応担当が把握した行為が児童虐待に該当するのかを検討・判断するときのために、下記を掲載します。
 - ▶ DVと児童虐待が併存する事案の特徴（→P03）
 - ▶ DVと児童虐待が併存する事案を判断するためのスクリーニング（→P05）
- DVや児童虐待の概念や暴力の特徴について確認したい方は、資料編（→P18）を参照ください。

- 両親と子どもを含む家族間の暴力・虐待は相互に関連しあっており、家族全体の状況を包括的に見る必要があります。
- DVと児童虐待が併存する事案にはいくつかのパターンがあります。参考までに、下記に主なパターンを示します。

1

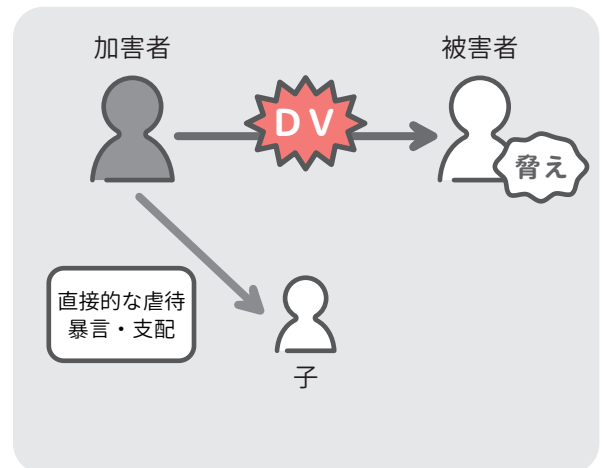
心理的虐待（DVによるもの）のケース

- ✓ DV加害者はDV被害者への暴力を行っているが、子どもに対しての直接的な虐待行為は行っていない。
- ✓ しかし、子どもにとっては安心できる家庭環境は失われている。子どもはDVの目撃による心理的な衝撃やDV加害者の機嫌を損ねないことが中心になり、子どもの情緒的、物理的なニーズが満たされない状態が生じている可能性がある。
- ✓ DV被害者は、DVの影響で親としての自信を失ったり、DV加害者が強い不適切な養育方針に従わされたり、心身の状態が悪くなるなどして、子どもへの適切な養育ができにくい状態になっている可能性がある。
- ✓ 子どもの前でDVが行われているかどうかにかかわらず、子どもがいる家庭でDVが行われている場合には心理的虐待と捉えて対応する必要がある。



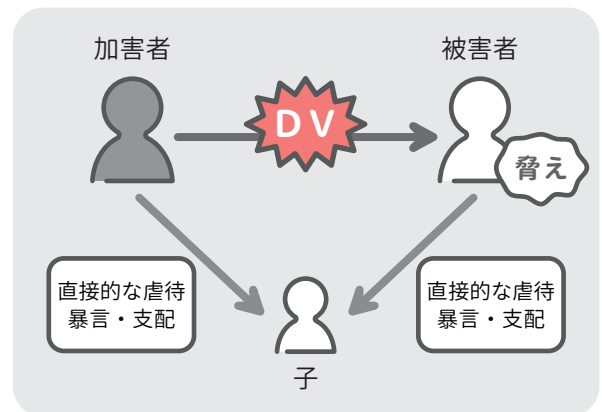
2 DV加害者から子どもへの虐待のケース

- ✓ DV加害者はDV被害者へのDVと、子どもへの直接的な虐待行為（身体的虐待、性的虐待）を行っている。

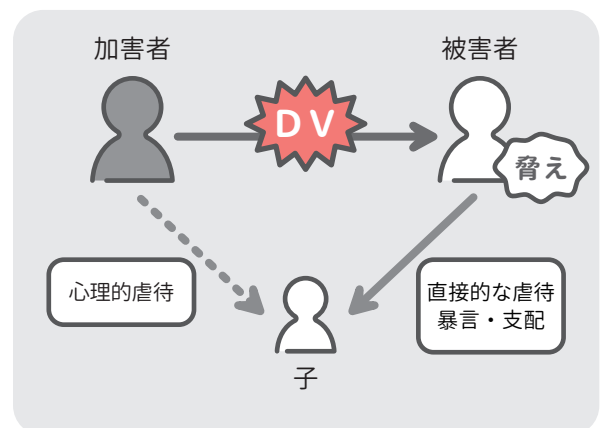


3 DV被害者から子どもへの虐待が明確にあるケース

- ✓ DV加害者はDV被害者へのDVと、子どもへの直接的な虐待行為を行っている。
- ✓ DV被害者も子どもへの直接的な虐待行為を行っている。その際、DV被害者がDV加害者の支配的な態度に従わされている可能性がある。



- ✓ DV加害者はDV被害者にDVを行っているが、子どもへの直接的な虐待行為はない。
- ✓ DV被害を受けたDV被害者が子どもへの虐待行為を行っている。



- そのほかにも、家族において一方向もしくは双方向的な暴力・暴言などが行われるケース、子どもから親に対する暴力・暴言などが行われるケースもあることから、家族全体の状況を包括的に把握する必要があります。

DVと児童虐待が併存する事案を判断するためのスクリーニング

1 チェックリストの目的

- DVや児童虐待の形態は多様であり、児童虐待対応担当は、その具体的な被害状況を確認したうえで、DVと児童虐待が併存する事案と判断できれば、DV対応担当と認識を共有する（またはその逆）ことが重要です。
- 双方が連携を検討するにあたって、具体的な確認事項を挙げたチェックリスト（次ページ）などを活用することにより、認識共有を図ってください。ケース会議などの場で、チェックリストを活用することもご検討ください。

2 スクリーニングの実施方法

- 子どもや養育者と接する際や、面接の際に適宜行う必要があります。
- チェックについては、「子どもの話で確認済」、「養育者の話で確認済」、「その様子がみられる」などで印を分けることや、「1年以内にあった」、「1年以上前にあった」などの時系列情報を加えることも効果的です。
- ※ 本チェックリストは、あくまでも確認事項のリストであり、チェックした個数によって深刻度を測るものではありません。

3 スクリーニングするうえでの留意点

- 家族の中で力を持つ者が、他の家族の行動や内面を一方的に支配する関係（「支配的な関係性」）が生じていないかを見ようとする
- 支配的な関係が生じている時には、家族内の情報が得にくいことを念頭に、評価や介入の方法を工夫すること
- 被害者が困ったことを訴えられるような状況を作り出すこと
 - ▶ DV・児童虐待を行っている人がいない場所で聞き取りを行う
 - ▶ 「あなたが求めれば、私たちは支援する用意がある」ことを伝える
 - ▶ 被害者の葛藤や無力感を知り、被害者に否定的な感情を持たない
- 事実確認に努め（例：こういうことをされたんですね）、むやみに自らの価値判断を持ち込まない（例：あなたのしていることは間違っていますよ）こと
- 虐待被害とDV被害の二つの被害を評価し、対応について調整すること
- 二次被害を与えないようにすること
- 事案により多様性があることに注意すること

4

DVと児童虐待が併存する案件において確認すべき
チェックリスト

記入方法

- 大項目（紫色表示された項目）を中心に、必要に応じて、小項目についてもチェックしてください。
- 下記の記入例に沿って、チェック欄にA B C Dを記入してください。
- 各項目に関し、事実がある場合やその様子がみられる場合について記入してください。

記入例

A：あり B：可能性がある
C：なし D：情報不十分・要調査

DVを行っていると思われる養育者の様子や状況

パートナーに対して一方的に自分の考え方を押しつける、支配的な態度や行動をしていることや、そうした支配的な関係性の問題を正当化する考え方を持っている。

パートナーへの態度や行動の特徴

- パートナーを威嚇する行動がある。
- パートナーを貶め、ダメな人間だと思わせる態度や言動がある。
- パートナーを友人や親せきに会わせないようにして孤立させる。
- パートナーの社会的活動を制限する。
- パートナーが暴力や暴言をやめてほしいと頼んでも、些細なこととして取り合わない。
- パートナーを家来や召使いのように扱う。
- パートナーの体調が悪くても働かせようとする。
- 家計についてお金がなくてもパートナーにやりくりを強要する。
- パートナーが嫌がっても性的行動を強制する。避妊に協力しない。
- アルコールや薬物やギャンブルなどアディクションの問題がある。

DVを行っている人の養育態度としてみられる特徴

- 子どもに対して支配的な態度で、自分の決めた方針に子どもが従わないと激怒する。
- 子どものニーズよりも自分のニーズを優先するようにパートナーに求める傾向が強い。
- 子どもの前でパートナーを罵倒するなどして、パートナーと子どもの信頼関係を損なう。
- 体罰や暴力を正当化・容認するような行動をとる。
- 極端にかたよった性別役割意識などにより、子育てはパートナーの責任であると一方的に押し付ける（例：パートナーが病気の時なども子育てに関わらない、子育てにかかるお金を出さない など）。
- パートナーとの間で生じている暴力や暴言が子どもに与える影響については否認する。

4

DVと児童虐待が併存する案件において確認すべき
チェックリスト

DV被害を受けているとみられる養育者の心身の状況

- 身体にけが、痣、やけどの痕などがある。
- パートナーから、怒鳴られたり、馬鹿にされたり、無視されたりしている。
- パートナーから、実家・友人との付き合いを制限されている。
- パートナーから、携帯電話・メールなどを細かくチェックされている。
- パートナーに対する不安・緊張が強く、その機嫌を常に伺っている。
- 無力感、自尊心の低下、トラウマ・うつ症状が疑われる。
- パートナーから、「育児ができていない」などと非難されている。
- パートナーの虐待的な子育てと同じような子育ての仕方になったり、パートナーを過度にかばう。
- 子どもに安心感を提供できなくなっている。
- 親としての自信を失っている。
- 子どもたち全員の、あるいは一部の子どもの尊敬を失っている。
- アルコールや薬物を常用している可能性がある。

DV被害を受けているとみられる養育者の経済・生活環境

- 生活費を渡されていない。
- 仕事を辞めさせられるなど、仕事や外出を制限されている。
- パートナーが勝手に借金を作り、返済を強要されている。
- 外国籍の養育者が、別れたら日本にいられなくなるとパートナーから言われている。
- 児童相談所や行政の介入を恐れている、あるいは拒絶する。

一人親の養育者の様子・状況

- 同居状態や頻繁に会う関係のパートナーがいて、その人が暴力的であったり、そうした付き合いが子どもに対する不適切な養育、ネグレクトにつながっている。
- パートナーのことを過度に気にしている。
- パートナーが生活保護費や児童扶養手当などを使い込んでいる。

子どもの様子・状況

- 養育者の前では過度に緊張したり、顔をうかがったりしている。
- 養育者に会うことや、関わることを避けようとする。
- 自分が悪い子であるため、養育者から暴力や暴言、ネグレクトを受けたと思っている。
- 養育者以外の大人に対しても恐怖を感じている。
- 異性の養育者との距離感が極端に近い。
- 役割の逆転（子どもの親化、親の幼児化など）が生じている。
- 日常の交友や遊びの中で、乱暴な口調や暴力的なコミュニケーションがみられる。
- 他者に対して否定的に考え、信頼できないと感じている様子がある。
- 「暴力は、被害者が悪いからだ」、「自分の意思を示すために暴力をふるってもよい」、「男は支配権を握り、女は服従すべき」などの考えが子にも伝わっている。
- 家族が分裂したように感じて、父側につくか、母側につくかを意識する。
- 家族に起きた問題が、一人の子どものせいにされている。

2

つなぐ

DV対応担当、児童虐待対応担当の間の連携の流れ、手順を確認しましょう

- スクリーニングの結果、DVと児童虐待の併存が懸念される事案については、DV・児童虐待の専門機関に連絡し、専門的見地からのアセスメントを行ってもらうことが重要です。
- 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターなどの連携は、発見の段階で行われていることが多く、そこでの連携がその後のスムーズな介入や支援につながるケースが多いと言えます。すなわち、発見時の連携が非常に重要になってきます。
- ここでは、DVと児童虐待が併存する事案を把握するパターンごとに、児童虐待対応担当とDV対応担当が取り得る、連携に向けた対応を示します。

2-1

児童虐待対応担当が、DVと児童虐待が併存する事案を把握した場合

- 以下は、DVと児童虐待が併存する事案に対する各機関の一般的な流れを示したものであり、事案の特性に合わせて、また各機関の置かれた状況に応じて、柔軟に対応を変えることが重要です。

1

警察、近隣住民、医療関係者、本人、家族などから、虐待（DVによるもの）の通告・情報提供があったとき

児童虐待対応担当

- ア) 養育者がDV被害者かもしれないことを考慮し、DV対応担当にも連絡（DV相談履歴の有無を確認）する。
- イ) 連携した対応を検討する。
- ウ) チェックシートを用いてDVの可能性の有無を判断し、適宜DV対応担当と共有する。

ポイント

- DVの有無の判断が難しい場合は、DV対応担当に連絡し、判断をあおぐことも必要。
- DV対応では、連携の際に被害者本人の意思が尊重されることを認識する。

DV対応担当

- A) DV被害の危険度・緊急性をできるだけ速やかに、正しく把握する。
- B) 児童虐待対応担当に、DV被害者支援との連携のとれた対応が必要であることを伝え、連携を図る。
- C) 被害者面接などを活用し、子どもの安全に関する情報を収集し、児童虐待対応担当と共有する。

ポイント

- DV被害者への支援対応策を速やかに検討し、関係機関と共有する。
- 児童虐待対応では、子どもの安全確認と安全確保が最優先されることを認識する。

2

虐待事案の対応中に、子どもの養育者にDV被害の可能性を把握したとき

児童虐待対応担当

ア) DV被害を受けている養育者に、DV対応担当や支援を紹介し、相談に行くように促す。

イ) DV被害者の同意の下、DV対応担当に連絡。連携した対応を検討する。

ポイント

- 単に機関・部署名を伝えるだけではなく、直接連絡を入れる、自治体やDV対応担当などを介してつなぐ、DV対応担当との面接に同行するなど、被害者が必要な支援にスムーズにつながれるようにする。
- DV被害者は、自身がDV被害を受けている認識がないことも考慮し、早い段階でDV対応担当に連絡し、連携を図る。

DV対応担当

Ａ) 児童虐待対応担当から連絡を受けたら、要対協*にて、虐待対応の一環として、DV被害者の対応方法を協議し、児童虐待対応担当と連携のとれた支援を行う。

* 要保護児童対策地域協議会の略。P13 参照

ポイント

- DV被害者の状況が切迫している場合、児童虐待対応側からの連絡を待つだけでなく、積極的に連携へのアプローチを行う。
- DV被害者が必要とする自治体の各種支援や、一時保護施設・民間シェルターなどにつなぐ。
- 要対協での連携により、多様なネットワーク連携の下、より包括的な支援が可能になる。

3

DV被害の可能性を把握したが、DV被害者が行政支援を拒む、情報共有の同意が得られないなどにより、DV対応担当につなぐことができないとき

児童虐待対応担当

ア) 要対協の仕組みを使い、DV対応担当の参画を求めたうえで情報共有する。

ポイント

- DV対応担当が支援に入れない間は、児童虐待対応担当においてDV被害の状況も慎重に確認し、状況をDV対応担当と共有する。

DV対応担当

Ａ) DV対応担当として可能な支援方法やその内容、当該DV被害の危険度の見極めなどの認識を児童虐待対応担当と共有する。

ポイント

- DV被害者が支援を求める際に備え、準備する。
- 可能であれば、児童虐待対応担当とDV被害者との面接に同行する。

2-2

DV対応担当が、DVと児童虐待が併存する事案を把握した場合

児童虐待対応担当

ア) DV対応担当から連絡を受けたら、子どもの安全を図り、虐待のアセスメントや、必要な支援などを行う。

DV対応担当

A) DV被害者に児童虐待対応担当や支援を紹介し、相談に行くように促す。

B) DV被害者の同意の下、児童虐待対応担当に連絡。必要に応じ同行支援を行う。連携した対応を検討する。

C) 性的虐待もしくはその可能性、身体的虐待を把握した場合には、ただちに児童虐待対応担当に通告する。

ポイント

- 子どもの養育者にDV被害の可能性がある、既にDV対応担当からの支援を受けているなどの事情がある場合、子どもとDV被害者の安全を図り、保護などを行うタイミングを可能な限り合わせる、DV加害者にわからない方法で子どもの安全確認を行うなど、状況に合わせた連携対応を行う。
- 特に、DV被害者への対応がないままDV加害者にコンタクトを取ると、DV被害者に危険をもたらす場合があることに留意する。

ポイント

- 被害者に子どもがいる場合、一時保護などの介入があることを考慮し、早い段階で児童虐待対応担当に連絡し、DV被害者への支援方針を伝え、連携方策を検討する。
- 適切な支援に向けては、DV対応担当とDV被害者との信頼関係が重要なため、DV被害者とそのパートナーへの指導においては、児童虐待対応担当と対応方針を検討する。

相互理解のポイント

- 児童虐待対応担当は、DV被害者がそのDVの影響により児童虐待を行っている場合であったとしても、虐待であると判断します。
- DV対応担当は、DV被害の影響であるということをもって、虐待行為の免責理由になるわけではないことを理解する必要があります。
- 双方は、DV被害者には、DV被害の影響から児童虐待に及んでしまうケースもあることをはじめ、DVによる被害者への影響を理解する必要があります。
- また、支援過程で虐待の背景にDVがあることが明らかになれば、養育環境の改善に向けた指導が必要になります。そこでは「虐待やDVのない養育環境の実現」のために、双方の目的が一致することになります。

3

ともに議論し、行動する

連携に向けた場を活用しましょう

連携の好事例に学びましょう

- DVと児童虐待が併存する事案への対応においては、事案を把握した時点から児童相談所・配偶者暴力相談支援センター間で連携を開始し、特に子どもの一時保護や、DV被害者（被害親子）の一時保護などの介入の段階において、情報を共有したうえで連携のとれた対応をすることが、その後の被害親子の安全確保や支援にとって重要となります。
- ここでは、連携のための体制づくりと連携の流れ、好事例に学ぶ連携に向けた方法について示します。

- DVと児童虐待が併存する事案への対応において、児童虐待対応担当とDV対応担当が連携するためには、各機関が保有する情報の共有が欠かせません。
- 情報共有に向けては、要保護児童対策地域協議会（要対協）の個別ケース検討会議などの場を活用することが有効です。

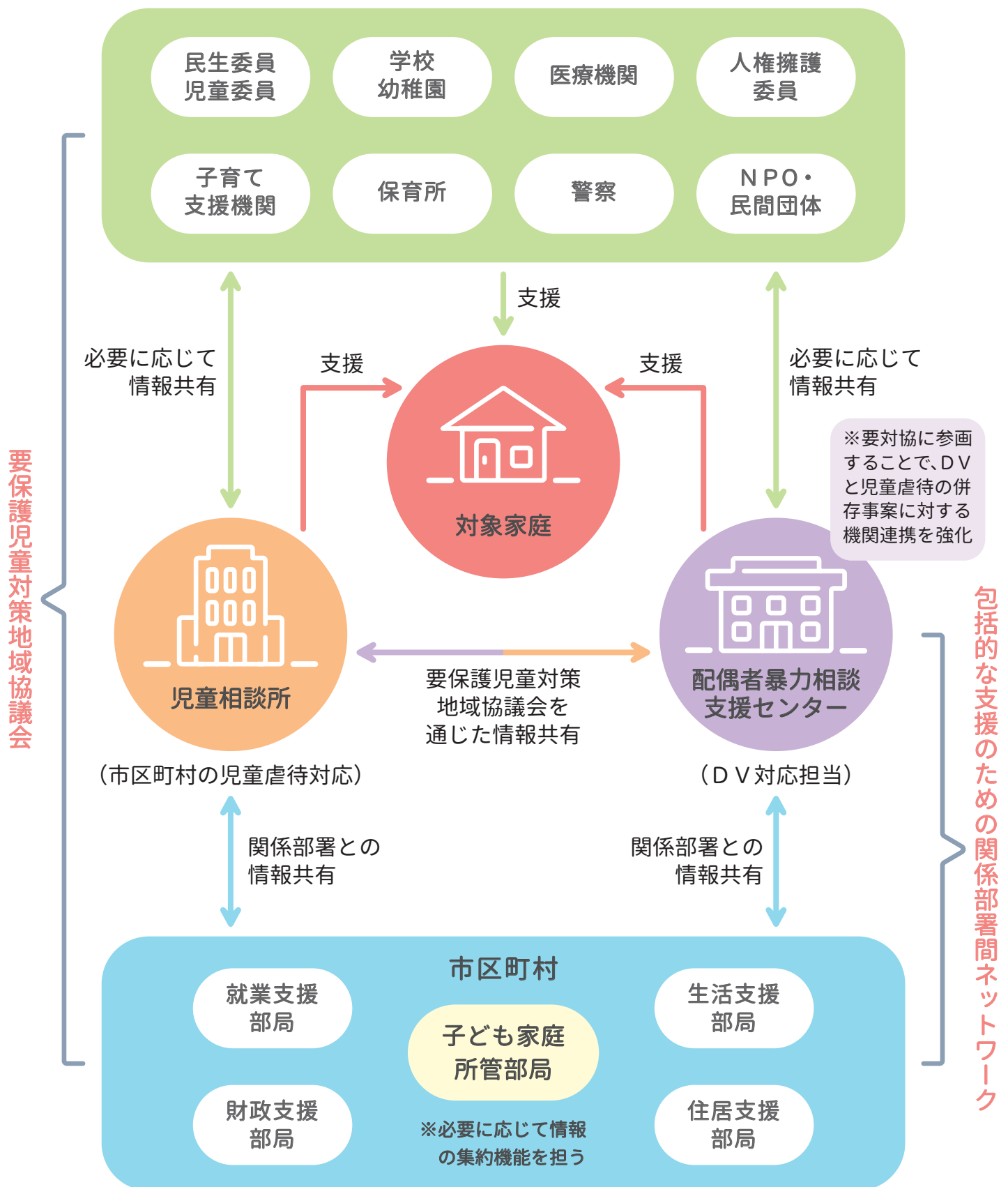
1 要保護児童対策地域協議会の「個別ケース検討会議」を活用した連携

- DVと児童虐待が併存する事例への対応を、要対協の個別ケース検討会議などにおいて協議・検討します。
- 要対協の場では、保護・支援すべき児童やその養育者などの情報を共有することが認められており（児童福祉法 25 条の 2 第 2 項）、各関係者の持つ情報を用いた適切な状況把握や、保護・支援計画の検討における活用が期待されます。その一方で、守秘義務が定められており（同 25 条の 5）、情報の取り扱いについては適切な管理が求められます。守秘義務に違反した場合には、罰則が適用されることがあります（同 61 条の 3）。
- これにより、個人情報を含めた情報共有が可能になり、DV被害者と虐待被害児童双方に対する包括的な支援を検討することができます。
- 今後、配偶者暴力相談支援センターやDV対応担当、NPO・民間団体も要対協の構成員となることが望まれています。まずは要対協に参画し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議などに出席することが推奨されます。

2 自治体の子ども家庭所管部署を拠点とした連携

- 上記（1）の要対協の個別ケース検討会議で協議するには至らない併存事案についても、各市町村の子ども家庭所管部署を情報共有の拠点とできます。
- これにより、事案への直接的な対応・支援だけでなく、母子保護後に必要になる自治体の様々な支援（生活保護、住居の確保、就労支援、心身の健康に関する相談など）にスムーズにつなげることができます。

DVと児童虐待が併存する事案への対応体制図



※ 上図は、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターのやりとりを中心にまとめたものです。実際には必要に応じて他機関とも連携を図っていくことになります。

- 連携の好事例からは、下記などの方法が有効とされています。

連携好事例にみる具体的連携方法

平時の連携

- DV対応担当と児童虐待対応担当が定期会合を開催し、事例についての情報や対応フロー図、チェックリスト、養育者支援プログラムの内容などを共有する。
- 上記取組には、要対協実務者会議などの場を活用することも有効。
- 相互人事交流により、互いの立場や職務を理解する。
- 互いの研修への参加や、合同での研修を実施する。
- DV・児童虐待対応担当間の連携を促進する専門職・部署を配置する。

事案発生時の連携

- 匿名相談段階から総合に情報を共有する（緊急時の円滑な対応を可能にするため）。
- 子どもの親にDV被害が疑われる場合、児童虐待対応担当と養育者との面接にDV対応担当も同席する。
- DVと児童虐待が併存する場合、DV被害者との連絡には、DV対応担当や母子保健担当など、当人とのラポールが形成されている担当者が関わることで円滑な支援につなげる。
- 婦人相談所などに母子で保護された子どもにDVの影響がある場合には、児童心理司が心理的支援を行う。
- 婦人相談所などに一時保護中のDV被害者が児童虐待を行っている場合には、児童虐待対応担当に情報提供して子どもの分離保護も視野に入れた対応を行うと同時に、DV被害者が適切な養育を行えるように支援する。
- DV加害者を児童相談所などが実施する父親プログラムなどに紹介する。

事案対応後の連携

- 母子が保護施設を退所した後も、関係機関と情報共有・役割分担しながら、定期的に家庭訪問・面接を行う。
- 母子が他自治体に転居後も、転居先の自治体のDV対応担当部署や児童虐待対応担当部署に案件を引き継ぎ、警察、スクールカウンセラーなどとも連携した支援を継続する。

- 連携の好事例を紹介します。

連携好事例

平時の連携

事例1 会議への 相互参加	児相での相談受理後の判定会議などにDV対応担当が同席し、資料の共有、個別ケースの支援方針の検討を行っている。
事例2 要対協での 情報共有	以前より子どもたちを要対協に登録し、関係者で情報共有していたため、児相でのスムーズな一時保護と、その後の民間シェルターでの母子再統合につなげることができた。

事案発生時の連携

事例3 匿名段階 からの 情報共有	児相への匿名電話で、児童虐待とDVの相談あり。その場でのDV相談には至らなかったが、リスクの高さから、匿名段階でDV対応担当に連絡、準備を始めた。その後、母からDV相談があったため、迅速な母子の保護、支援につなげた。
事例4 面接への 同席	喧嘩で父母共に暴力が出る家庭につき、警察から書類通告を受けた児相は、配暴センターと相談し、民間のDV相談機関を父母に紹介。暴力防止プログラムや個別カウンセリングにより父母の暴力は徐々に治まる。要対協の個別ケース検討会議で、児相、配暴センター、警察、民間DV相談機関で情報共有し、今後の各機関の関り方を整理した。
事例5 一時保護中 の対応	DV相談を受けた配暴センターは、女性相談所にて母子を一時保護したが、そこで母から子への暴力が生じたため、児童虐待として児相に通告。児相では配暴センターと相談のうえ、母に子どもへの適切な対応を学ぶケアプログラムを奨め、プログラム受講により暴力の改善が図られた。

事案対応後の連携

事例6 一時保護 解除後の 連携	DV・児童虐待併存事案で、DV被害者である母が警察に相談し、母子で婦人相談所などに一時保護された。保護中に警察から児相に児童虐待通告があったため、DV・児童虐待対応担当の双方で母子と面接。関係機関と情報共有し支援策を検討した。その後、母子で生活する環境を整え、保護解除後も関係機関と情報共有・役割分担しながら、定期的に家庭訪問している。
事例7 転居後の 連携	母子が他府県に転居した後も、転居先の配暴センターや児相に連絡し、その後の状況を確認している。

※児相＝児童相談所、配暴センター＝配偶者暴力相談支援センター

改めて対応機関の連携を検討する理由

- 児童虐待対応担当とDV対応担当は、家族内の暴力をなくし、家族員が互いに尊重や信頼できる関係を目指すという大きな目標は共通していますが、具体的な連携を進める上でずれが生じてしまう場合があります。
- その理由としては以下などが挙げられます。
 - ▶ DV対応機関ではDV被害者の安全が中心であり、児童虐待対応機関では子どもの安全や適切な養育状況の確保が中心である。そのため、2つの立場の被害者について各機関がそれぞれ行う状況把握、援助の優先順位が違ってしまいがちである。
 - ▶ 2つの種類の暴力の被害に対応する機関において、別々に収集された情報を共有する仕組みが確立されていない。要対協などの積極的な活用がされていない地域がある。
 - ▶ 通告や通報に関しても、児童虐待は疑いがあれば必ず通告することになっているが、DVの通報は努力義務であることやDV被害者の意向をふまえることになっており、児童虐待よりは通報されない場合が少なくない。
 - ▶ DV被害者は子どもに対して親であり、成人でもあることから、子どもを支援する側の視点では、子どもよりは裁量する力がある存在として扱われるが、実際にはDV被害者の多くは家庭の中で自分の判断に基づいて対応する力を大きく制限されており、それに対する配慮が必要である。
 - ▶ 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターでは機能に大きく差があり、前者は実際に現場に出向いて、加害者も含む介入や支援を行うが、後者は被害者の相談に乗ることが中心で出向いて介入・支援することはない。そのためDV加害への直接的介入を行う機関は警察のみになっている。
 - ▶ 互いの支援機関の権限や対応法について十分知らない面がある。



資料編

D V、児童虐待の概念と特徴について確認しましょう

- 資料として下記を掲載します。
 - ▶ D Vの概念と暴力の特徴
(児童虐待対応担当者様向け→P19)
 - ▶ 児童虐待の概念と暴力の特徴
(D V対応担当者様向け→P20)

D V の概念と暴力の特徴

1 D V の概念

- D V 被害者は、加害者の強い支配下にあることから、D V と児童虐待が併存する事案においては、家族全体が加害者の支配的状況下に置かれます。
- 被害者は強い恐怖心から、行政機関の支援・介入を拒んだり、D V によって感覚が麻痺していて、自身がD V 被害者であると認識していなかったりするケースも多いです。
- D V 被害者は、身体的な影響だけでなく、精神的な影響を受けることも多いです。自身が強いストレス下にあることから、子どもに対して、虐待となる言動を取ることもあります。
- そのようなケースにおいては、配偶者暴力相談支援センターだけでなく、児童相談所も連携して対応を検討することが重要です。

2 D V に該当する暴力

身体的暴力

- 平手で打つ、拳で殴る、足でける
- 身体を傷つける可能性のある物で殴る、ものを投げつける
- 刃物などの凶器を身体に突きつける
- 髪を引っ張る
- 首を締める、腕をねじる
- 引きずりまわす

精神的暴力

- 大声で怒鳴る
- 「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」などと言う
- 無視して口を聞かない
- 人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- 大切にしているものを壊したり、捨てたりする
- 子どもに危害を加えると言って脅す
- 殴る素振りや、物を投げつけるふりをして、脅かす

社会的暴力

- 実家や友人と付き合うのを制限する
- 携帯電話を壊したり、取り上げたりする
- 誰と、どこにいた・いるかを常に報告させる
- 携帯電話やP C にロックをかけさせずに勝手に操作したり、位置情報がわかる設定を行ったり、盗聴や通信内容をスパイするアプリケーションを仕込んだりする
- メールやS N S を細かくチェックし、すぐに返信をしないと怒る

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりして仕事を制限する
- 勝手に借金を作り、返済を強要する
- 外国籍の被害者に、日本にいられなくするなど脅す

性的暴力

- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- 嫌がっているのに性行為を強要する
- 中絶を強要する
- 避妊に協力しない

※ 社会的暴力や経済的暴力を精神的暴力の一部とする分類もあります。

児童虐待の概念と暴力の特徴

1 児童虐待の概念

- 児童虐待とは、養育者がその監護する児童（18歳未満）に行う行為で、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトの4種類に分類されます。
- 子どものいる家庭でDVが行われることは、子どもへの心理的虐待に該当します。
- 継続的にDV被害を受けていると、DV加害者に対する恐怖心から逆らえず、一緒になって（あるいは単独で）子どもを虐待してしまうケースもあります。
- 児童虐待を行う者の原因を取り除き、児童虐待のない家族・養育を実現するためにも、DV対応担当との連携対応が重要です。

2 児童虐待に該当する暴力

身体的虐待

- 殴る、蹴る、叩く、つねる
- 投げ落とす
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 家から閉め出す

心理的虐待

- 言葉による脅し
- 無視する
- きょうだい間での差別的扱い
- きょうだいに対し虐待行為を行う
- 子どものいる家庭で、家族に対して暴力を振るう（DV）

性的虐待

- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィの被写体にする

ネグレクト

- 家に閉じ込める
- 食事を与えない
- 著しく不潔にする
- 自動車の中に放置する
- 病気になっても病院に連れて行かない
- 子どもに関心を持たず、育児を放棄する

DVと児童虐待の包括的なアセスメントに関する調査研究 有識者検討会 メンバー

座長 … 森田 展彰（筑波大学大学院社会精神保健学分野 准教授）
委員 … 影山 孝（東京都児童相談センター 児童福祉相談担当課長）
委員 … 納米 恵美子（特定非営利活動法人全国女性会館協議会 代表理事）
委員 … 信田 さよ子（原宿カウンセリングセンター 所長）
オブザーバー … 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課
内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
事務局 … 株式会社リベルタス・コンサルティング

監修 … DVと児童虐待の包括的なアセスメントに関する調査研究 有識者検討会
制作 … 株式会社リベルタス・コンサルティング

本ガイドラインは、厚生労働省「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」の補助を受けて制作したものです。